

学校法人柳城学院役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人柳城学院（以下「学院」という。）の寄附行為に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事：支給しない
- (2) 非常勤の理事及び監事：報酬等
- (3) 役員退職慰労金：常勤の理事、非常勤の理事、監事とも支給しない

(報酬の額)

第4条 報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 非常勤の理事及び監事：報酬総額（年額）は、180,000円とし、理事会において決定する。
- (2) 理事長については、別途定める。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の理事及び監事に対する報酬の支給の時期は、毎年7月に75,000円、12月に105,000円を支給（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。）とする。

- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 学院は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2023年4月1日より施行する。